平成２３年（フ）第２２２号
北九州市八幡西区永犬丸南町２丁目７番４号
債務者　久保菜穂美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３５号
北九州市八幡西区紅梅３丁目３番２―604号
債務者　前田　義彦
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３６号
北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―1005号
債務者　伊藤万喜子（旧姓藤高）
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３号
佐賀県唐津市和多田先石６番48―５号
債務者　風本八州男
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第９７号
宮崎市大字小松3152番地８
債務者　宮永　博文
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０２号
宮崎市吉村町曽師中甲3106番地　川田アパート301号
債務者　平原　美太
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８号
宮崎県日南市岩崎３丁目15番８号
債務者　井上やす子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
宮崎県小林市細野4481番地１　西団地51―４―21
債務者　當房　伸一
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５９号
宮崎県都城市都原町２番地１　市営都原団地52―１―253
債務者　中野　　功
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第６２号
宮崎県日向市新生町２丁目109番地
債務者　山口シヅ子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目38番27―107号
債務者　和田　仁美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目10番15号　谷山ビル301号
債務者　横道　里美
1　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原916番地　元気荘Ⅲ３―Ａ
債務者　玉城　牧子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１７号
沖縄県浦添市字港川542番地マチナトポイントＢ―19
債務者　稲福　朋斉
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１１８号
沖縄県那覇市牧志２丁目22番35号テラス高里302
債務者　奥山　直明
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２３号
沖縄県浦添市西原４丁目17番13―101号エステートハッチ
債務者　吉川　　宏
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２９号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第８地割110番地　シャルマンシャトーＡ105号、旧住所盛岡市東安庭３丁目13番11号　ドミールⅠ―202号
債務者　佐々木志穂
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部